

平泉町議会業務継続計画

平泉町議会BCP(Business Continuity Plan)

令和 4 年 3 月 1 日

目 次

1 業務継続計画(議会BCP)の目的	2
2 対象とする災害等	2
3 災害等発生時の議会及び議員の行動指針	2
4 平泉町議会災害対策連絡会議	3
5 災害等発生時の議会・議員等の役割	4
6 災害等発生時の行動基準	5
7 議会の防災訓練	6
8 その他	6
9 計画の見直し	6
大規模災害等発生時対応フロー図	7
別紙1 議会BCP行動基準(地震・風水害編)	8
別紙2 議会BCP行動基準(感染症編)	17

1 業務継続計画(議会BCP)の目的

平成23年3月の東日本大震災の発生から10年が経過し、近年においては、異常気象における大規模災害、新型コロナウイルス感染症等の発生によりその脅威が拡大してきている。このような大規模災害等発生時の非常事態においても、二元代表制としての議決機関、住民代表機関としての議会機能の維持を図り、迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員等の役割を定めた平泉町議会業務継続計画(以下「議会BCP(Business Continuity Plan)」という。)を策定する。

2 対象とする災害等

議会BCPの対象とする災害等(以下「災害等」という。)は、次表のとおりとする。

災害等種別	内 容
地震	・平泉町において震度5弱以上の地震が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき
風水害	・町内に気象警報、洪水警報等が発表され、相当規模の災害が発生または発生の恐れがあるとき ・主要河川については、氾濫注意水位を超え、さらに上昇の恐れがあるとき
感染症	・厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ町民の生命及び健康に重篤な影響を与える恐れのあるものが発生したとき
その他	・上記自然災害のほか、大規模火災や事故、原子力災害、ミサイル攻撃、大規模なテロ等で、大きな被害が発生したとき、または発生する恐れがあるとき ・その他議長が必要と認めるとき

3 災害等発生時の議会及び議員の行動指針

(1)議会

議会は議事・議決機関として町の団体意思決定をするとともに執行機関をチェックし、また町の政策形成において地域の特性や多様な町民ニーズを反映するなど極めて重要な役割を担っている。

議会は、大規模な災害等が発生した非常事態時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する必要がある。

また、災害発生時の初動期対応から復旧・復興期の各段階においても、様々なケースを想定し、必要に応じて審議・調査等が行えるよう体制を整えておかなければならない。

(2) 議員

議員は、議会が議決機関としての機能を維持するために、その構成員としての役割を担う。

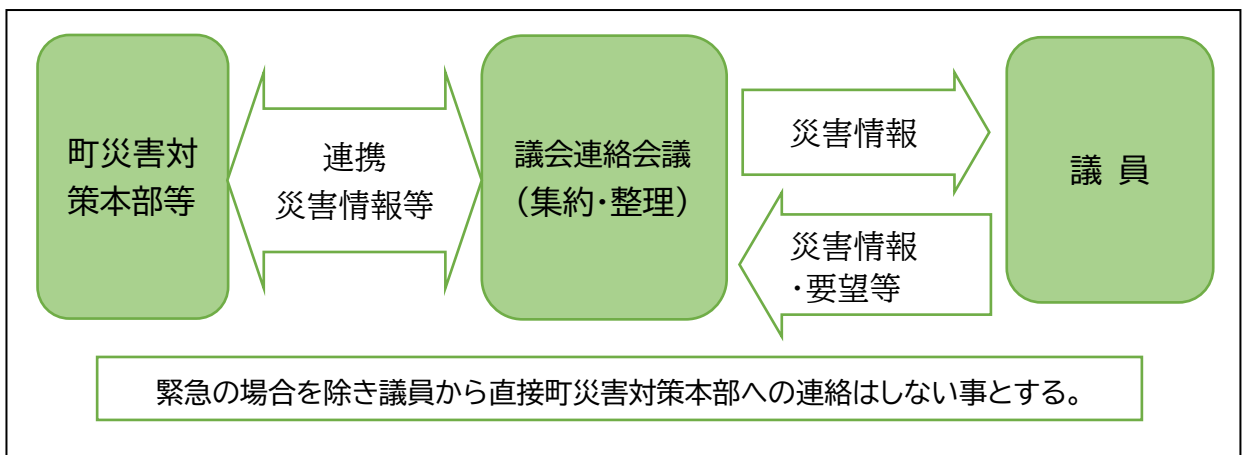
また、災害等発生時には、地域の一員として災害等の対応等を行いながら、地域の被災状況や要望等の情報収集及び町民への正確な情報提供に努めなければならない。

(3) 町との連携・協力

災害等発生時において、実質的かつ主体的に対応に当たるのは、町（執行機関）である。議会は、議事・議決機関としての役割を担っており、その範囲を踏まえて災害に対応することが基本となる。特に災害初期段階においては、町では職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想される。

このことから、町が初動体制や応急対応に専念できるよう、災害等の情報の収集・提供及び要請等の行動については、議員が個々に行うのではなく、その状況と必要性を見極めた上で議会として集約し対応する。

一方で、議会の役割である行政監視機能と議決機能を適正に実行するため、正確な情報を早期に収集・確認することも必要である。議会は、議会と町、それぞれの役割を踏まえ、情報の共有を主体とする町との協力・連携体制を整えるものとする。



4 平泉町議会災害対策連絡会議

(1) 平泉町議会災害対策連絡会議の設置

- ① 議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、平泉町議会災害対策連絡会議（以下「議会連絡会議」という。）を設置する。
- ② 上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、議会連絡会議を設置することができる。
- ③ 議長は、議会BCPの対象となる災害等の対策が概ね完了したと判断したときは、議会連絡会議を廃止する。

(2)構成

- ① 議会連絡会議は、議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長をもって構成する。必要に応じて議員は議会連絡会議に参加できるものとする。
- ② 議長は、議会連絡会議を代表し、その事務を統括する。
- ③ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(3)所掌事務

- ① 議員の安否、居所、連絡手段の把握を行うこと。
- ② 議員の招集に関すること。
- ③ 議員からの災害情報を収集・整理し、平泉町災害対策本部等(以下「町災对本部等」という。)に提供すること。
- ④ 町災对本部等からの情報を収集し、議員に提供すること。
- ⑤ 町災对本部等からの依頼事項に関すること。
- ⑥ 本会議、委員会等の開会、議会関連諸行事の開催及び参加に関すること。
- ⑦ その他議長が必要と認める事項に関すること。

(4)情報の共有及び協議・調整の場

議会連絡会議は、議会、議員及び町災对本部等の間において、情報の共有や協議・調整を行なうため、必要に応じて議長に全員協議会の開催を要請することができる。

5 災害等発生時の議会・議員等の役割

(1)議会の役割

- ① 議会BCPに該当する災害等が発生したときは、議会連絡会議を設置し、町が迅速かつ適切な災害等の対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- ② 議会連絡会議を通じて次の事項を行う。
 - ア. 議員から提供された地域の被災状況等の情報を町災对本部等に提供する。
 - イ. 町災对本部等からの災害等の情報を議員に伝達する。
- ③ 地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、議会連絡会議で調整を行い、町に対して要望等を行う。

(2)議長の役割

- ① 議会連絡会議の設置は、議長が決定する。ただし、議長が決定することが困難な場合は、代理者が行う。

順位 議長の職務代理者 第1位 副議長 ・ 第2位 議会運営委員長

- ② 議会連絡会議の設置を決定したときは、その旨を全議員に連絡する。

- ③ 議会の災害対応に関する事務を総括する。議長が不在又は登庁できない場合の議会運営及び議会BCPに係る意思決定は、以下のとおりとする。

順位 議長の職務代理者
第1位 副議長 ・ 第2位 議会運営委員長

- ④ 町災対本部等及び議員との情報共有に努めるとともに、連絡・連携を図る。

(3) 議員の役割

- ① 議会BCPに該当する災害等が発生したときは、自らの安否、居所、被害状況等(別添様式1)を議会連絡会議に報告し、連絡体制を確立する。
- ② 居住地若しくは最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ③ 被災及び避難所等の状況について、必要に応じて議会連絡会議へ報告する。

(4) 議会事務局の役割

- ① 議会BCPに該当する災害等が発生または発生の恐れがある場合議会事務局の職員は、次表により必要な初動対応にあたる。

勤務時間内	勤務時間外
ア 自身の安全確保	ア 自身と家族の安否及び住居等の被災状況の確認
イ 来庁者の避難誘導	イ 議員及び議会事務局職員の安否及び住居等の被災状況の確認
ウ 議員の安否及び住居等の被災状況の確認	ウ 議会事務局への参集
エ 議会施設・設備の被害状況の確認	エ 議会施設・設備の被害状況の確認
オ 議会連絡会議の設置・運営準備	オ 議会連絡会議の設置・運営準備

- ② 議会連絡会議が設置されたときは、会議の運営を支援する。ただし、町災対本部の任務がある場合はそれを優先とする。
- ③ 議会事務局の災害対応に関する事務は、議会事務局長が総括する。議会事務局長が不在又は登庁できない場合は、議会事務局職員が職務を代理する。

6 災害等発生時の行動基準

- (1) 地震、風水害及びその他の災害が発生した場合の行動基準は、別紙1のとおりとする。
- (2) 感染症が発生した場合の行動基準は、別紙2のとおりとする。
- (3) 災害等対応に係る情報収集・連絡は、タブレット端末、パソコン及びスマートフォン等(以下、ICT機器という。)を積極的に活用するものとする。また、議員及び議会事務局は、災害等の情報を迅速に共有するため、日ごろから議会が運用するグルー

プウェアの操作方法等について研鑽に努めるものとする。

7 議会の防災訓練

災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練(机上訓練・図上演習など含む。)を毎年1回以上実施する。

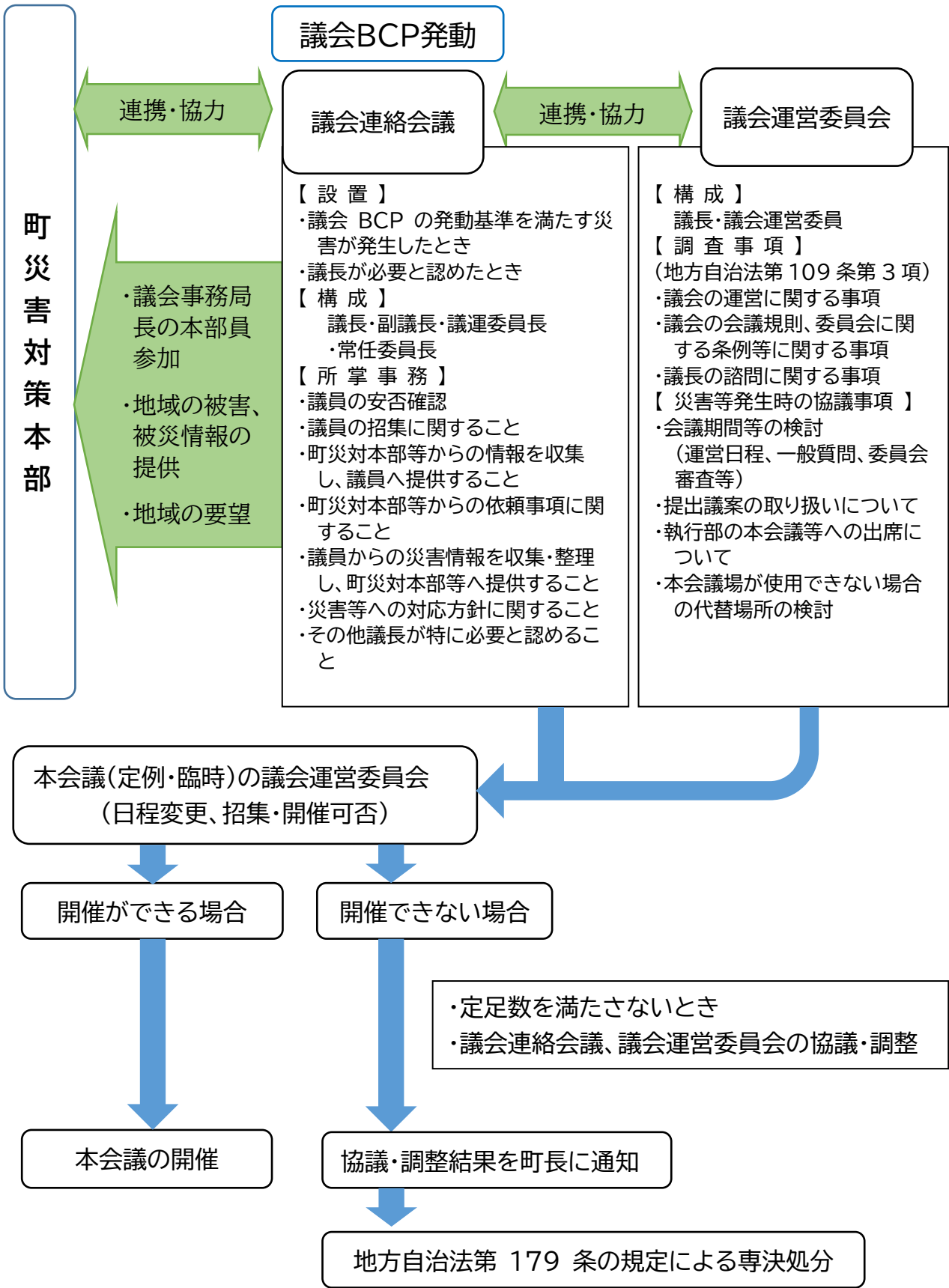
8 その他

議長は、議会連絡会議を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに議員派遣の手続きを行うものとする。ただし、議員派遣が直ちに公務災害補償対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断される。議員は、二次災害が起こらないように十分に留意し、安全第一で行動するものとする。

9 計画の見直し

- (1)議会BCPをより実効性のあるものとするため、災害等における議会と議会事務局の体制(行動基準・通信体制等)の検証・点検を行い、必要の都度見直しを行う。
- (2)議会BCPの見直しは、議会連絡会議を中心に行うものとする。

大規模災害等発生時対応フロー図



別紙1 議会BCP行動基準(地震・風水害編)

1 対応段階の設定

刻々と変化する状況に迅速に対応するため、対応段階を次のとおり定め、各段階に応じた行動を実施する。

対応段階	状 態
予 測 期	発災前
初 動 期	発災から概ね3日
応 急 期	発災4日目から7日目
復旧・復興期	発災8日目から1カ月

2 対応段階に応じた行動基準

予測期(発災前)

- 1 議員及び議会事務局は、災害の発生があらかじめ予想される場合は、事前に議員・議会事務局職員の行動基準を確認する。
- 2 議員及び議会事務局は、ICT機器やグループウェアを活用し、情報を相互に確認できる体制を事前に整える。

初動期(発災から概ね3日)

- 本会議、全員協議会、委員会、その他議員が参加して行う会議(以下「会議等」という。)が開催中の場合
 - 1 議長及び委員長等(以下「議長等」という。)は、直ちに会議等を休憩し出席者及び傍聴人等の安全を確保する。
 - 2 議長等は、災害の状況により、その日の会議等を閉じる。
 - 3 議長等は、必要に応じて議員を待機させる。
 - 4 委員会、又はその他組織の代表は、被害状況を議長に速やかに報告する。
 - 5 議長は、速やかに議会連絡会議の設置を判断、決定する。
- 会議等が開かれていない場合、又は議員が登庁していない場合
 - 1 議長は、速やかに議会連絡会議の設置を判断、決定する。
 - 2 議長は、速やかに議会連絡会議を設置した旨を全議員に連絡する。
 - 3 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難した上で、自らの安否とその居所及び連絡先を議会連絡会議に報告する。
 - 4 議員は、議会連絡会議からの指示があるまで、議会BCPに基づき、個人の判断により行動する。
 - 5 議員は、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動にできる限り協力する。

- 6 議員は、地域における被災者の安全の確保及び避難所への誘導等にできる限り協力する。
- 7 議員は、被災及び避難所等の状況について、必要に応じて議会連絡会議に報告する。

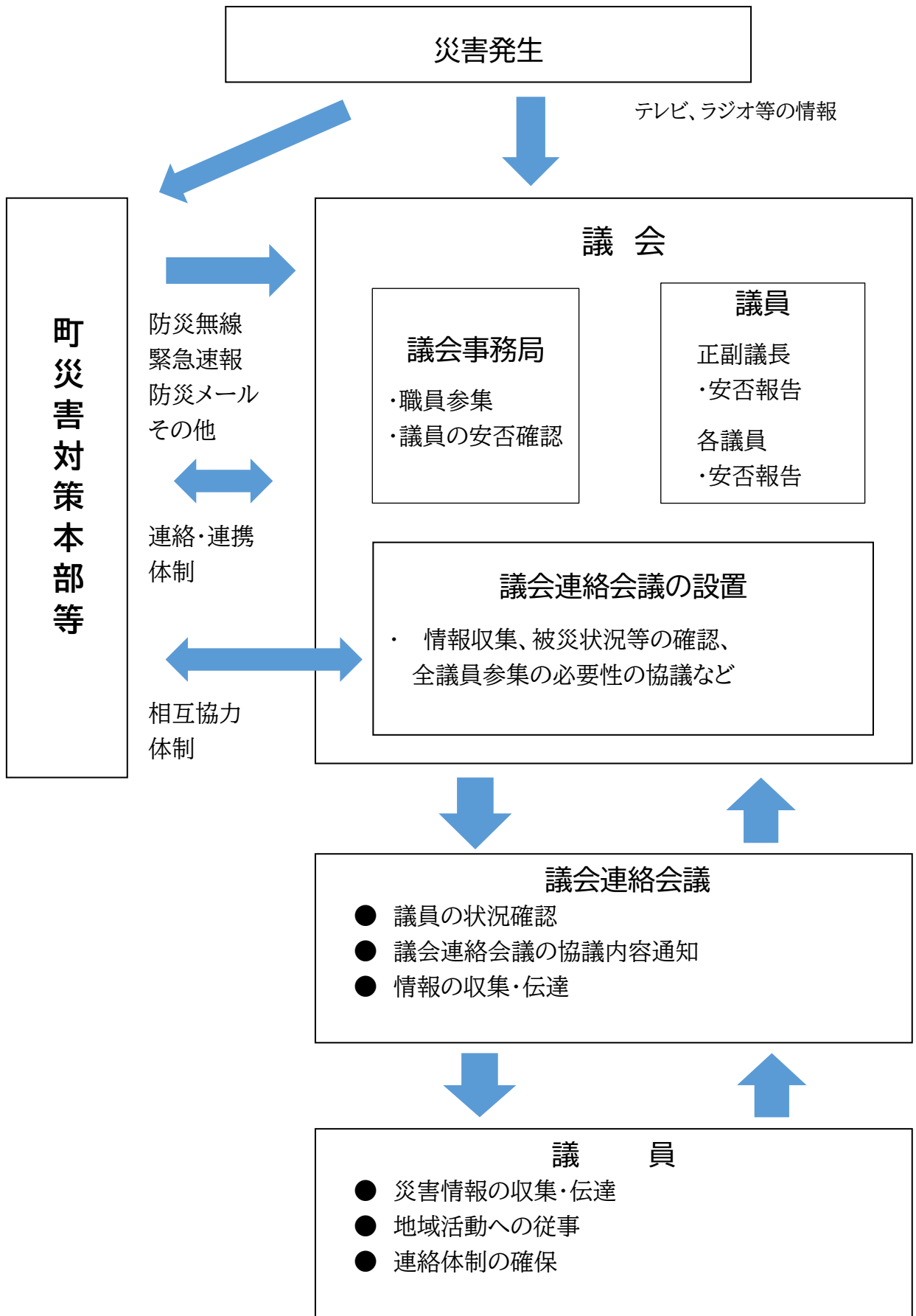
応急期(発災4日目から7日目)

- 1 議会連絡会議は、次の事項について、ICT機器やグループウェア等を活用し、情報の一元化を図る。
 - (1)議員から提供された地域の災害情報を集約・整理し、町災対本部等に提供する。
 - (2)町災対本部等から提供された災害情報を全議員に提供する。
 - (3)その他必要な情報を収集し、全議員に提供する。
- 2 議会連絡会議は、本会議(臨時会・定例会)、委員会、議会行事等について、災害対応に関する議会(議員)の活動方針を協議する。
- 3 議会連絡会議は、その他必要な事項について協議し、議員に指示する。

復旧・復興期(発災8日目から1カ月)

- 1 議会連絡会議は、町災対本部等の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災や復旧の状況及び今後の災害対応等について説明を求めため、議長に対し全員協議会の開催を要請する。
- 2 議会連絡会議は、町災対本部等から提供された災害情報を全議員に提供する。
- 3 議会連絡会議は、本会議(臨時会・定例会)、委員会、議会行事等について、災害対応に関する議会(議員)の活動方針を協議する。
- 4 議会は、迅速な復旧及び復興の実現に向け、必要に応じて国、県その他関係機関に対して要望活動を行う。
- 5 議会は、復旧及び復興が迅速に進むよう、町民の意見・要望等を踏まえ、必要に応じて町災対本部等に対して提案・提言・要望等を行う。

(災害時の議会・議会事務局の行動の流れ)



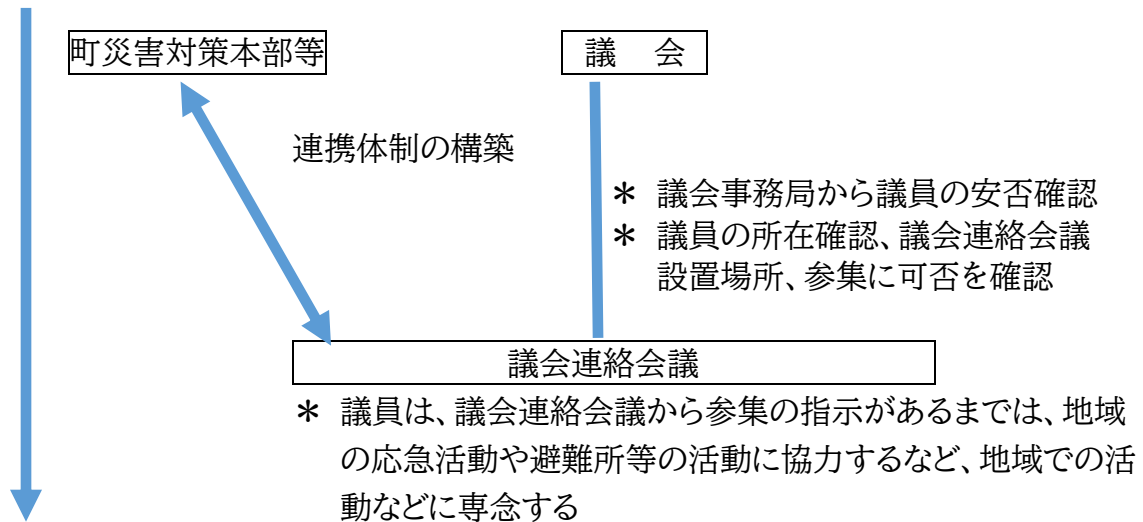
(災害発生時の対応)

① 行動形態 (災害が会議外に発生した場合の基本的行動形態)

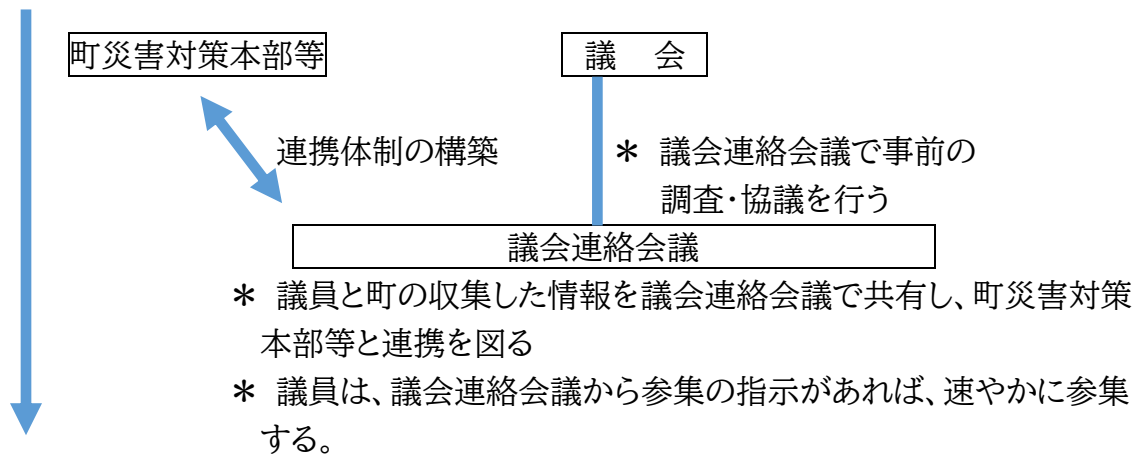
災害時の行動形態は、次のとおりとする。

初動期(発生後～3日):

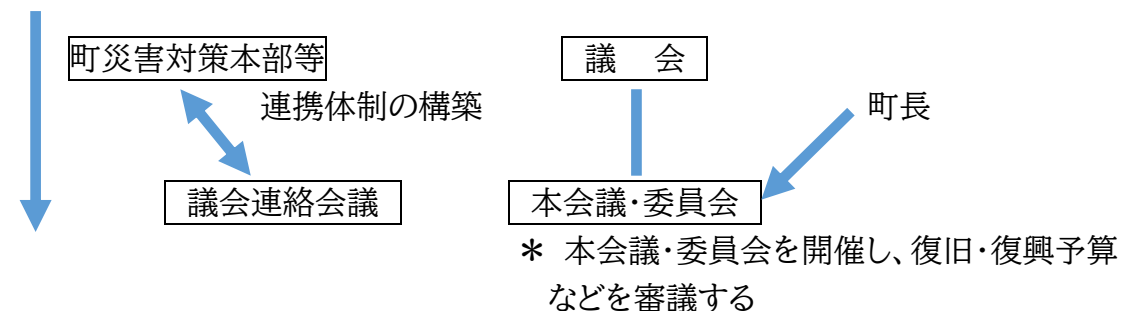
事務局職員の参集、議会連絡会議の設置、安否確認の実施、情報の収集



中 期(発生後4日～7日):災害情報の収集、把握、共有



後 期(発生後8日～1か月):議会機能の早期復旧



1か月～:常時の議会組織体制へ

* 復興計画などについて、議会として審議する。

②行動基準(災害が会議外に発生した場合の基本的行動形態)

議会事務局職員、議会連絡会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

時期	事務局職員の行動	議会連絡会議の行動	議会・議員の行動
【初動期】 災害発生直後 24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の確認 ・自身と家族の安全確保 ・議会事務局へ参集 ・議会事務局の被災状況の確認(議会連絡会議の場所決定) ・議員の安否確認 ・職員の安否確認 ・議会連絡会議の設置 ・議会事務局の情報端末機器の確認 ・町と連絡体制確保 ・インフラの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議の設置 ・災害関係情報の収集 ・町災害対策本部等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身と家族の安全確保 ・議会事務局に安否報告
24時間 48時間	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認 ・職員の安否確認 ・議場、委員会室などの被災状況の確認 ・議場、委員会室の放送設備の確認 ・議会連絡会議の運営 ・災害関係情報の収集 ・報道対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議の運営 ・議員の安否情報処理 ・情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・町災害対策本部等と情報共有、収集 ・議会連絡会議から指示があるまでは地域活動 ・災害関係情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力
48時間 72時間	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議の運営 ・災害関係情報の収集、整理、発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議の運営 ・情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・町災害対策本部等と情報共有 ・議会運営事項の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議から指示があるまでは地域活動 ・災害関係情報の収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・議会連絡会議からの指示に即応できる態勢の確保

時 期	事務局職員の行動	議会連絡会議の行動	議会・議員の行動
【中期】 3日 ? 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議の運営 ・災害関係情報の収集・整理・発信 ・議会再開に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議の運営 ・情報を整理し、全議員招集の有無を協議 ・議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議） ・災害初動対応の進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議からの指示を踏まえて行動 ・地域での災害情報、意見、要望などの収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・議会連絡会議からの指示に即応できる態勢の確保
【後期】 7日 ? 1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議の運営 ・議会再開に向けた準備 ・通常業務に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議の運営 ・本会議、委員会の開催準備 ・復旧工事などの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議からの指示により、議員活動に専念 ・本会議、委員会の開催 ・議決事件の審議・議決 ・復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ・復興計画の審議 ・通常の議会体制へ移行

③ 議員の参集方法など

議員は、議会連絡会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

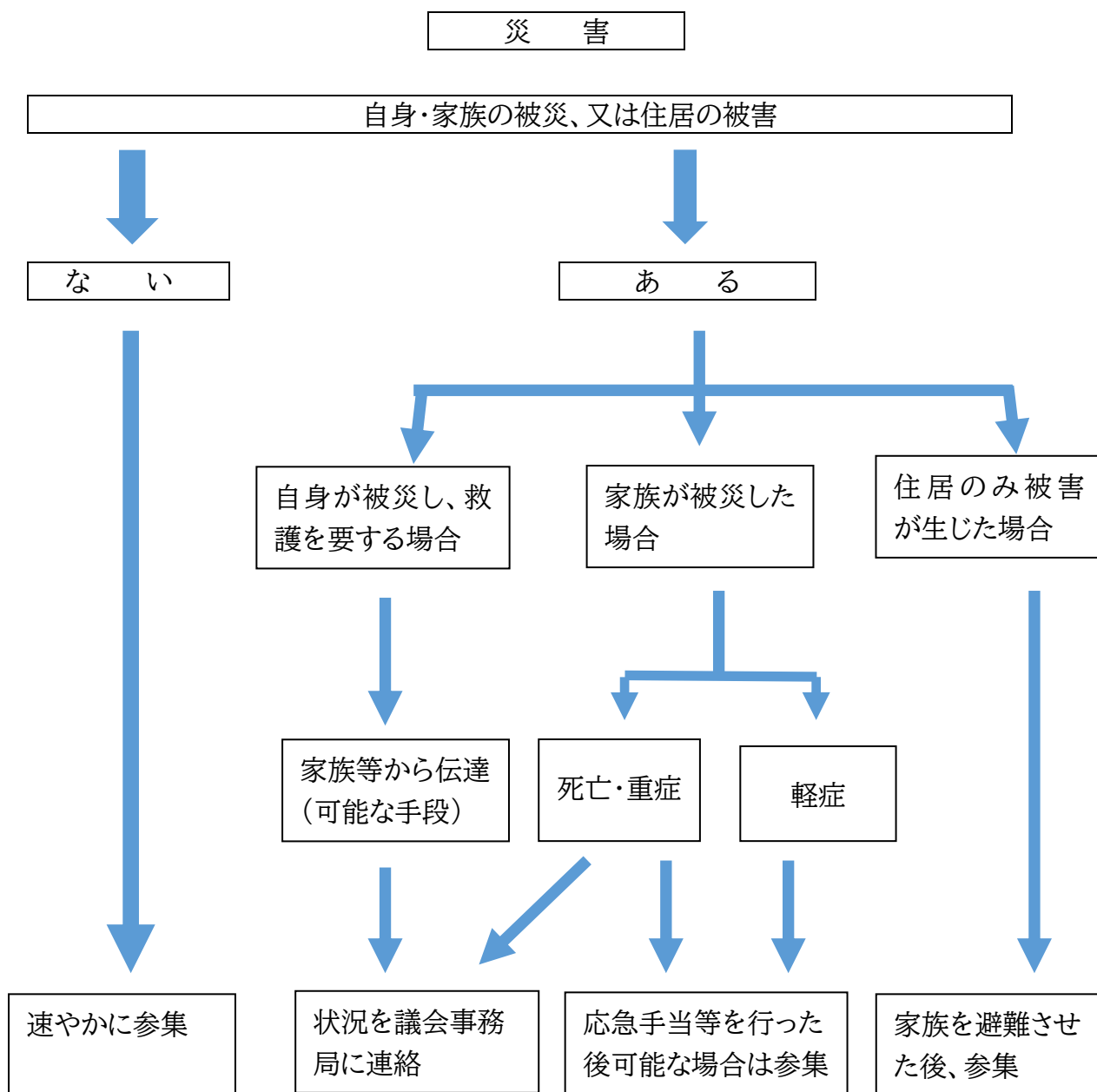
議員の参集基準

災害種別		参集方法 (手段)	参集場所	服装	携帯品
地震		災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考えて必要な交通乗用具にて参集	庁舎が被災していない場合 ⇒ 議会事務局 庁舎が被災した場合 ⇒ 議会連絡会議が指示する代替施設・場所	防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本的に、自身の安全を確保できる服装。 冬季は防寒対策を行う。	携帯電話等、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど
風水害	全域	同上	同上	同上	同上
	局地	同上	同上	同上	同上
その他		同上	同上	同上	同上

※参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。
この場合、直ちに議会事務局に報告する。

※参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

※参集時の判断基準（議会連絡会議から参集の指示があった場合）



議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め情報を共有しておく。

別紙2 議会BCP行動基準(感染症編)

1 発生段階の定義

刻々と変化する状況に迅速に対応する必要があるため、発生段階を次の6つに分類し、各段階に応じた行動を実施する。

発生段階	状態
国内発生期	国内で感染症の患者が発生しているが、岩手県内では発生していない段階
近県発生期	岩手県近県で感染症の患者が発生し、感染者が増加している段階
県内発生期	岩手県内で感染症の患者が発生しているが、平泉町内では発生していない段階
町内発生期	平泉町内で感染症の患者が発生し始めた段階
町内感染期	平泉町内で感染症の患者が多数発生した段階
小康期	患者の発生が減少し、流行が低い水準となった段階

2 発生段階に応じた行動基準

感染症対策は、感染拡大の段階に応じて異なる対応が必要となることから、事前に準備を進め、迅速に意思決定を行うことができるよう、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

なお、感染症の特徴を考慮し、必要に応じて感染症別にマニュアルを別途定める。

国内発生期

1 予防・まん延の防止

議会だより、ホームページ等を活用し、町民に対して、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策を広報・周知する。

近県発生期

1 予防・まん延の防止対策

- (1) 議員の県外出張を規制する。やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議長に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、事務局に結果を報告する。
- (2) 県外からの視察等の受け入れを規制する。

県内発生期

1 体制の整備

議会連絡会議を設置し、対応方針を協議・決定する。

2 予防・まん延の防止対策

(1)議員のまん延地域への出張を規制する。やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議長に報告するとともに、現地での行動を記録する。

帰省後は、体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は速やかに医療機関を受診するとともに、事務局に結果を報告する。

(2)県外に加え、町外からの視察等の受け入れを規制する。

(3)傍聴希望者に対し、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策について、周知徹底を図る。

(4)議員及び議会事務局職員は、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践を徹底する。

町内発生期

1 活動方針の決定

議会連絡会議は、感染症の拡大・防止対策及び議会の活動方針を協議・決定する。

2 予防・まん延の防止対策

(1)議員のまん延地域への出張を規制する。

(2)不特定多数の人が接触する可能性の高い議会関連諸行事について、開催及び参加を規制する。やむを得ない事情により行事を開催又は参加する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。

また、検温等による体調管理を徹底し、異変を感じた場合は速やかに医療機関を受診するとともに、事務局に結果を報告する。

(3)町外からの視察等の受け入れを規制する。

(4)議員及び議会事務局職員は、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践を徹底する。

町内感染期

1 実施体制

議会連絡会議は、町対策本部等と協力・連携し、情報の共有を図る。

2 予防・まん延の防止対策

(1)不特定多数の人が接触する可能性の高い議会関連諸行事について、開催及び参加を規制する。

(2)外部からの視察等の受け入れを規制する。

(3) 議員及び議会事務局職員は、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践を徹底する。

3 感染者または濃厚接触者発生時の対応

◆ 議員が感染又は濃厚接触者と認定された場合

(1) 速やかに議会連絡会議に報告する。

(2) 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。

また、治療経過について本人または家族により議会連絡会議に報告する。

(3) 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。

また、検温等の実施など、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会連絡会議に連絡する。

◆ 事務局職員が感染又は濃厚接触者と認定された場合

(1) 速やかに議会事務局長(又は議会事務職員)に報告する。

(2) 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。

また、治療経過について本人または家族により議会事務局長に報告する。

(3) 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。

また、検温等の実施など、自身及び家族の体調変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会事務局長に連絡する。

小 康 期

1 実施体制

患者の発生状況、国・県・町の動向等を見極め、議会連絡会議を廃止する。

2 予防・まん延の防止

(1) 不特定多数の人が接触する可能性の高い議会関連諸行事について、状況に応じて開催及び参加の規制を緩和・解除する。

(2) 外部からの視察等の受け入れ規制を緩和・解除する。

(3) 咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策について、実践の徹底を緩和・解除する。

3 感染者及び濃厚接触者に関する情報公開

議員、事務局職員の中から新型インフルエンザ等感染症をはじめとする感染症の感染者として認定を受けた旨の連絡があったときは、下記の情報を公開する。

(1) 議員

① 氏名・性別・年齢

② 保健当局から認定を受けた日付

③ 状態(感染経路の状況/入院の有無/重症・軽症の別/自宅待機等)

(2) 議会事務局職員 執行部に報告し、執行部の取り扱いに準じる。

◆ 行動基準フロー図(感染症編)

	国内 発生期	近県 発生期	県内 発生期	町内 発生期	町内 感染期	
議会連絡 会議等	○ 議員協議		○ 議会連絡 会議 (設置協議)	○ 議会連絡会議 ○ 議会運営委員会		
	議会对応方針協議					
	・ 県外視察規制 ・ 出張等の規制 ・ 県外からの視察等受入規 制 ・ 議会 BCP の事前確認		・ 町外からの 視察等受入 規制	・ 視察・出張等の規制 ・ 視察等受入規制		
				○ 会議運営 会議日程・会議運営等		
議会・議員	○ 感染予防（手洗い、咳エチケット、うがい） 積極的に実践					
	○ 視察・旅行・出張の規制					
	まん延県へ の移動自粛	まん延県へ の移動自粛	まん延地域への移動規制		不要不急な外 出の自粛	
	○ 各種議会関係行事の開催・参加					
	自粛	自粛	自粛・中止	中止		
	○ 行動・健康状態の管理					
		必要に応じ行動記録を作成				
		必要に応じ検温等による健 康状態の把握		検温等実施による健康状態の 把握		
事務局	○ 情報連絡体制の確立 ICT機器やグループウェア等の活用 国・県・町等の情報収集及び議員への提供					
	○ 町対策本部会議等への事務局長の参加					
	○ 予防・まん延防止啓発 議会だより、ホームページ等					
	手指消毒薬の設置、傍聴者への感染対策の周知徹底					
	○ 議会運営体制 議会運営委員会等運営支援					
				○ 議員の健康状態の把握 ○ 執行部との協議・調整		